

病床確保義務化罰則も

政府 感染症法など改正案提出

政府は七日、感染症法など改正案を閣議決定した。新型コロナウイルス感染拡大で医療が逼迫した教訓を踏まえ、都道府県との事前協定で地域の中核病院に病床確保などを義務付け、違反した場

合には減収につながる「罰則」を設けるのが柱。ワクチン接種の迅速化、水際対策強化も盛り込んだ。重要なのは、改定案に位置付け、今国会での成立を目指す。施行は二〇二四年度からとなる。

事前協定で医療崩壊回避

救急との両立課題

政府が閣議決定した感染症法改定案では、新型コロナウイルス拡大時に病床確保が下手になり、多くの患者が入院できなかつた「医療崩壊」の反省を踏まえた。人員不足やコロナ以外の救急医療との両立が課題で、現場から「上から改定案は、ひらした都道府県と医療機関の事前の取り決

めを法律で定める。協定締結が付かない」という声も上がる。

▼罰則

感染の波が起つたが、医療逼迫は繰り返されてきた。昨年夏の流行「第五波」では、病床確保が追いつかず、「自宅療養中に亡くなる人が相次いだ。問題されたのが、医療承認の取り消しといった「罰

機関がコロナ病床と申告しない

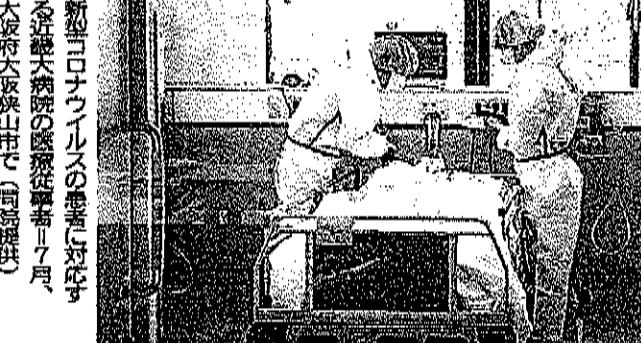
則」も可能とする。

がら実際には受け入れない「幽靈病床」。ひらした事態を受け、都道府県は患者の受け入れ条件について病院と書面を交わすようになった。

▼罰則

感染力が強いオミクロン株が主流となつた今年夏の「第七波」では、多くの医療従事者が感染したり濃厚接触者になつたりし、病床はあつても人手不足で患者を受け入れられない事態が起きた。協定を

なつたりし、病床はあつても人手不足で患者を受け入れられない事態が起きた。協定を



新規コロナウイルスの患者に対する
医療大病院の医療従事者=7月、
大阪府大阪狭山市（直原撮影）

明記。公立・公的病院や、大学病院などの「特定機能病院」、診療所と連携する「地域医療支援病院」を中心病院として、感染流行時には病床などの提供を義務付ける。

一般的医間病院にも協力を求める。発熱外来開設や自宅療養者の対応、医師らの派遣を含め、各地域で平時から役割分担を決め、お預けする。

改定案では、都道府県が予防計画に基づき、各医療機関と協定を結ぶ仕組みを

県との協定に関する協議に応じなければならぬが、実際に締結するかどうかは、任務のため、どれだけ多くの医療機関を確保できるかが感染拡大時の医療体制を左に示す。

感染症法のほか医療法、予防接種法、検疫法などを

一括改正し、施行時には医

院名を公表。特定機能病院と地域医療支援病院に対する報酬が減額となる承認取り消しも可能とする。

全ての医療機関は都道府

県との協定に関する協議には検疫所長が自宅などで待機を指示し、状況報告に応じない場合の罰則を創設する。

「ワクチンやマスク、注射針などの医療物資に関する」、国が事業者に生産や輸入を要請、指示できる仕組みを設ける。

加藤勝信厚生労働相は記者会見で「国民の生命、健康に重大な影響を与える恐れのある感染症の発生、未延ばして備える」と述べた。
改定案では、都道府県が予防計画に基づき、各医療機関と協定を結ぶ仕組みを

付ける。
一般的医間病院にも協力を求める。発熱外来開設や自宅療養者の対応、医師らの派遣を含め、各地域で平時から役割分担を決め、お預けする。

改定案では、都道府県が予防接種法、検疫法などを

一括改正し、施行時には医

院名を公表。特定機能病院と地域医療支援病院に対する報酬が減額となる承認取り消しも可能とする。

感染疑いのある帰国者は、には検疫所長が自宅などで待機を指示し、状況報告に応じない場合の罰則を創設する。

「ワクチンやマスク、注射針などの医療物資に関する」、国が事業者に生産や輸入を要請、指示できる仕組みを設ける。

改定案では、協定締結固体を全ての医療機関に義務付けて、協定に違反すれば都道府県が勧告、指示をした上で病院名を公表である。大学病院などが感染したり濃厚接触者には注意で、病院全体の大半を占める医間病院の協力を得られるかとも焦った。東京都の担当者は「現状でも個別に協議し、可能な限り病床を積み上げている。一般医療との両立もあり、頭」なしには